

いじめ防止対策基本方針

盛岡市立飯岡中学校

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、以下の5段階に分類する。

- ① からかいの段階（冷やかす、うわさ、嫌なあだ名を言う）
- ② 仲間はずれの段階（無視、返事をしない、一緒に遊ばない）
- ③ 嫌がらせの段階（落書き、物をかくす、使い走り、プロレスごっこ）
- ④ 脅しの段階（金銭要求、おごらせる、無理に売りつける）
- ⑤ 暴力の段階（殴る、蹴る、リンチ、遊びに見せかけて乱暴）

(2) いじめ防止に向けての基本理念

いじめはすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが発生しない環境づくりを教職員及び家庭や関係者が一体となって進めることを理念とする。

2 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 心を育てる道徳教育の充実

- ① 道徳教育や学級活動をはじめとするすべての教育活動を通して生徒一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめを傍観したり、はやしたりする行為もいじめ同様に許されないことである」などいじめに対する正確な知識を伝え、正しく行動できる生徒を育成する。
- ③ これらの指導は、決して表面的な理解で終わることなく、生徒の心を揺さぶり、いじめに対して真剣に向き合うよう指導方法等を工夫する。

(2) 人間関係を育てる豊かな体験活動の展開

「命の大切さを実感させる」「問題解決能力を育む」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものとするを目的とした奉仕活動、体験活動等を計画的に推進する。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力を持つ生徒集団の育成

- ① 生徒が所属する学級での活動や生徒会活動の中でいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設定し、みんなの力で防止するという強い意識を醸成し、助け合う集団を育成する。
- ② 日常からすべての教育活動において社会における規範やきまりを守ることの意義を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性を伸長する。
- ③ インターネット、携帯電話の利用状況を把握するとともに、最新のネット環境に応じた情報モラル教育をする。その際、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを十分に理解させる。

(4) 所属感、達成感が高まる生徒集団や行事の推進による自己有用感の育成

- ① 学級活動や行事では、他者と関わる場면을重視し、生徒一人一人の所属感や達成感を高める指導・支援をする。
- ② ふりかえりでは、生徒一人一人の頑張りや成長を認め合う場面により自己肯定感の高揚を図る。

(5) 生徒一人一人を大切にしたいわかる授業づくり

- ① 生徒が主体的に参加し、活躍できる場面を設定するとともに、生徒一人一人を大切にしたいわかる授業を展開する。
- ② 学習規律や学習習慣を大切にしたい授業づくりを展開する。

(6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底

(7) 家庭や地域との連携

- ① 授業参観等の学校への訪問や学校だより・通信等により日常の学校の様子について広報活動を充実させる。
- ② 「まなびフェスト」等の学校運営やいじめ対応への理解を図るとともに、未然防止の観点での家庭における支援について理解を図る。特に、インターネットの利用はほとんどが家庭で利用されていることを鑑み、保護者の理解を深めることや連携して防止をすすめる。

3 いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) 日常の観察による生徒理解の充実

- ① 一日の学校生活全体を通して生徒の様子を観察するとともに、積極的に声がけ等のふれ合いから変化への気づきに努める。
- ② 生活学習ノート等による教師と生徒との日常の交流によって生徒の状況の理解に努める。

(2) 個別面談、教育相談等相談体制の充実

- ① 定期的な個別面談や日常的な教育相談の実施、スクールカウンセラーとの面談の機会を有効に機能させ、生徒のつまずきや悩みをいつでも受け止める体制を確立する。
- ② 家庭訪問や期末面談、教育相談等により保護者との相談体制を充実させるとともに、日頃より生徒の成長や変化等の情報共有に努める。

(3) アンケートや諸検査による状況の把握

- ① 生徒対象のアンケートや諸検査を実施し、生徒理解を深めるとともに、生徒を取り巻く人間関係の状況について把握する。生徒理解、人間関係理解の場は、学級集団だけでなく、部活動等の生徒活動すべての場にあることに留意する。
- ② 保護者対象のアンケートを実施し、いじめに関する情報の有無やいじめ防止のための本校の取組状況について評価をしていただく。

4 いじめ発生時の基本対応

(1) 情報の収集

- ① 情報提供者から丁寧に状況を聴く。
- ② 当事者双方、周囲の生徒等からの聞き取りをする。聞き取りの方法、場所、時間等については生徒や状況に配慮して行う。
- ③ 関係職員と情報を共有し、全体像について正確に把握する。
- ④ 情報は、いじめ防止対策委員会（以下委員会）へ報告する。

(2) 指導・支援体制を組む

- ① 報告された情報に基づき、委員会で指導・支援体制を協議し、取り組む。
- ② 教職員で役割を分担し、全職員共通理解・全職員体制で取り組む。
- ③ 教育委員会や関係機関と連携を図る。

(3) 生徒への指導・支援

- ① いじめられた生徒へ
 - ・当該生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・生徒にとって信頼できる人との連携を図り、寄り添える体制や仲間から支えられる体制をつくる。

② いじめた生徒へ

- ・いじめは、人格を傷つけ、生命や身体などを脅かす行為であり、許されない行為であることをあらためて十分に理解させ、責任ある行動をとることに導く。
- ・当該生徒が抱える問題や背景についても配慮するとともに、不満やストレスがあっても人を傷つける行為に向かうのではなく、友人や教職員、保護者等へ相談し、一緒に解決する道を探すよう導く。

③ 周囲の生徒たちへ

- ・学級集団等の場で、いじめは絶対に許されないこと、二度とあってはならないという態度を育てる。
- ・自分自身の問題として捉えさせ、いじめを抑止することや知らせることを指導する。

(4) 保護者との連携

- ① 正確な事実関係を伝えるとともに、双方の心情に配慮しながら今後の指導・支援について理解を得て、共通認識にたって進める。
- ② 生徒の様子等進捗状況については、その都度連絡及び相談を繰り返し取り組むとともに、保護者と一体になって改善を図る。

(5) インターネット事案対応

- ① インターネット等を通じて行われるいじめを確認した場合は、組織で情報収集を適切に行い、被害の拡大を抑えるため、教育委員会と連携し、情報の削除などプロバイダと協力して対応する。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは警察との連携・協力を図る

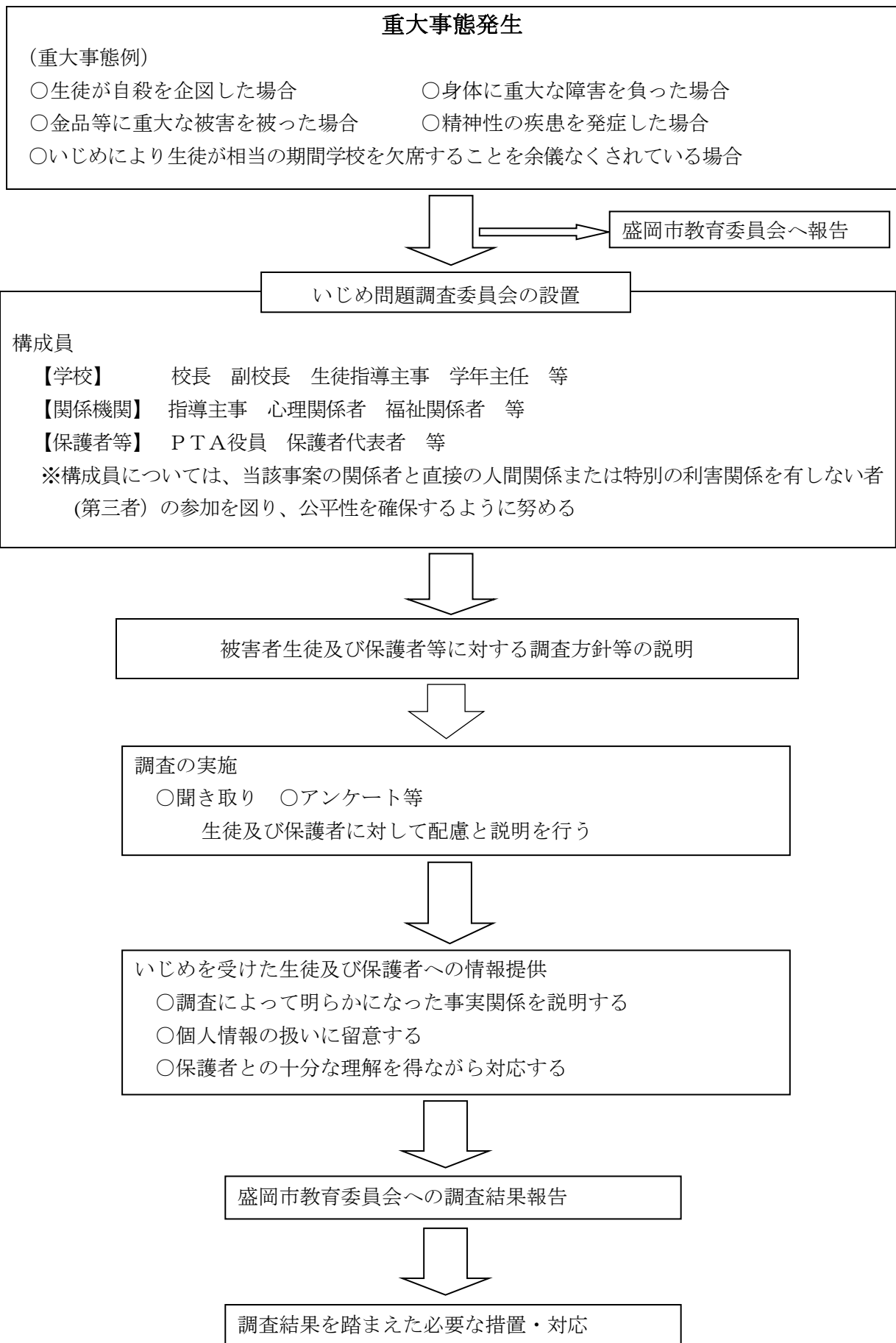
(6) いじめ解消の確認

- ① いじめ行為がやんでいる状態が、少なくとも3か月継続している状態を、いじめの解消とする。
- ② いじめの解消の確認は、被害者が心身の苦痛を受けていないか、被害者本人及び保護者への面談で行うものとする。

<相談窓口について>

- 日常の相談について・・・・・・・・・・本校全職員
- 学校以外の相談窓口
- 盛岡市教育相談室・・・・・・・・019-651-7830
- 岩手県総合教育センターふれあい電話・・・・・・・・0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7830
- メール相談アドレス・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・0570-078310
- 自殺予防いのちの電話・・・・・・・・0120-735-556
- 子ども人権ホットライン・・・・・・・・0120-007-110

5 重大事態への対応 ～学校が調査主体となる場合～



6 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 目的

本委員会は学校におけるいじめ防止の中核的な組織としていじめの未然防止、いじめの早期発見計画及び運営、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

② 開催時期

定期的（運営委員会）に招集するほか、いじめ(いじめの疑いも含む)が発生した際にも臨時で招集する。

(2) 構成

委員会の構成員は以下のとおりとし、状況や必要に応じて構成員の招集や参加の依頼を行う。

